

## 学校経営のポイント

### 予期せぬ“危機的結果”を防止する指導努力

若井 彌一

自ら死を選択してしまった事件のあとに、もっともらしい解説をすることはなんとも空しいが、今回は北九州市で小学校5年生が自殺してしまったことについてとりあげてみる。

#### 注意を受けたのち帰宅後に自殺

新聞報道によれば、北九州市の公立小学校の5年児童(男・11歳)が、担任教諭から注意を受けて、帰宅後、自宅で首をつって自殺しているのが家族によって発見されたという(3月19日『新潟日報』による)。

この小学校では、3月16日午後、翌日の卒業式に向けた準備・掃除を行ったが、その際、男子児童が「紙を丸めた棒を振りまわし、同級生の女兒の顔に当てた」という。担任教諭が午後3時過ぎに、この件について問い質した。

しかし、男子児童は、「わからん、わからん」としか答えなかったため、担任教諭は、「ちゃんと言わんね」と男子児童の上着襟をつかんで数度ゆすったところ、この児童はバランスを崩し、ペットボトルを床に投げつけて教室を出ていったという。

児童の自殺が発見されたのは、午後4時半ごろとされる。遺書はなかったというが、学校での児童に対する問い質し、その際に児童がとった行動(言動)と関連させてみると、他に特段の事情がない限り、児童の自殺が学校での問い質しを有力な「引金」としているであろうことは推認に難くない(児童の自殺という結果予測の容易性を意味しない)。

とはいえ、学校での学級担任による問い質し行為が常識を逸脱したものとは思われない。

上記の「紙を丸めた棒を振りまわし、同級生の女兒の顔にあてた」行為を、学級担任が知り得た時点

で問い質すこと自体は当然のことである。

上着襟をつかんで数度ゆすったという行為も、ゆすり方、また程度にもよるが、体罰に該当するような違法性を帯びたものではなさそうである。

しかし、結果的に児童が自殺してしまうとなると、「それもあり得ること」と、事態を達観したり座視するわけにはいかない。

#### 児童・生徒の特徴をおさえた指導を

学校教育法施行規則第13条第1項では、児童・生徒の懲戒について「校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に必ずる等教育上必要な配慮をしなければならない」と、一般的な留意事項を定めている。

この規定の趣旨は、懲戒とは概念的に区別される叱責や注意の場合にも生かされなくてはならない。児童等の標準的発達段階とともに、個人的な発達の特徴をよくおさえ指導にあたらないと、期待する教育効果とは反対に、予期せぬ好ましからざる結果を招いてしまうことにもなりかねない。

さらに、注意を要するのは、個々の児童等と教師(自分)の心理的・精神的関係の的確な把握をふまえて、個々に応じた適切な指導に努めることの重要性である。

今回の事例の場合は、昨年秋ごろから担任教諭との関係が悪化し、「心配した家族が学校側に相談していた」という(前掲新聞報道)。

思いがけない学校の危機を招かないために、類似の事例が発生していないかどうか、各学校でもふり返りを行い、新学年度に備えたい。

(わかい・やいち = 上越教育大学教授・附属小学校校長併任)

本紙は、<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>でも掲載

●3月27日刊 ●

A5判 240頁・定価 2310円

教育開発研究所・刊

長谷川元洋(金城学院大学助教授)【編】 安保和幸(弁護士)【法律監修】

間違いだらけの個人情報保護対策! 法的視点をふまえ事例と図解で整理!

## 『どう対処する! 校長・教頭のための個人情報保護対策』

研修誌・図書の小社への直接注文は、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)